

対象者の2人に1人が 子どもの頃に風しん予防接種を「受けた」と回答しましたが、※

※大阪大学の研究チームによるアンケート調査より

- ★実際には、風しんの追加的対策の対象者は、子どもの頃に公的な予防接種を受ける機会がありませんでした。
- ★風しんにかかったと誤っていても、他の感染症（水ぼうそう・麻疹等）と混同している場合があります。

風しんの追加的対策の対象者は、**風しんの抗体保有率が他の世代に比べて低く、風しんに感染するリスクが高くなっています。**

【風しんの追加的対策の対象者：1962（昭和37）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日の間に生まれた男性】

抗体検査・予防接種（抗体がない方のみ）の受け方

全国の実施医療機関（職場の定期健診も含む）で受けられます。



①全国の実施医療機関

厚生労働省のホームページにある医療機関一覧から検索していただき、利用しやすい医療機関を選んで、直接医療機関へお申し込みください。

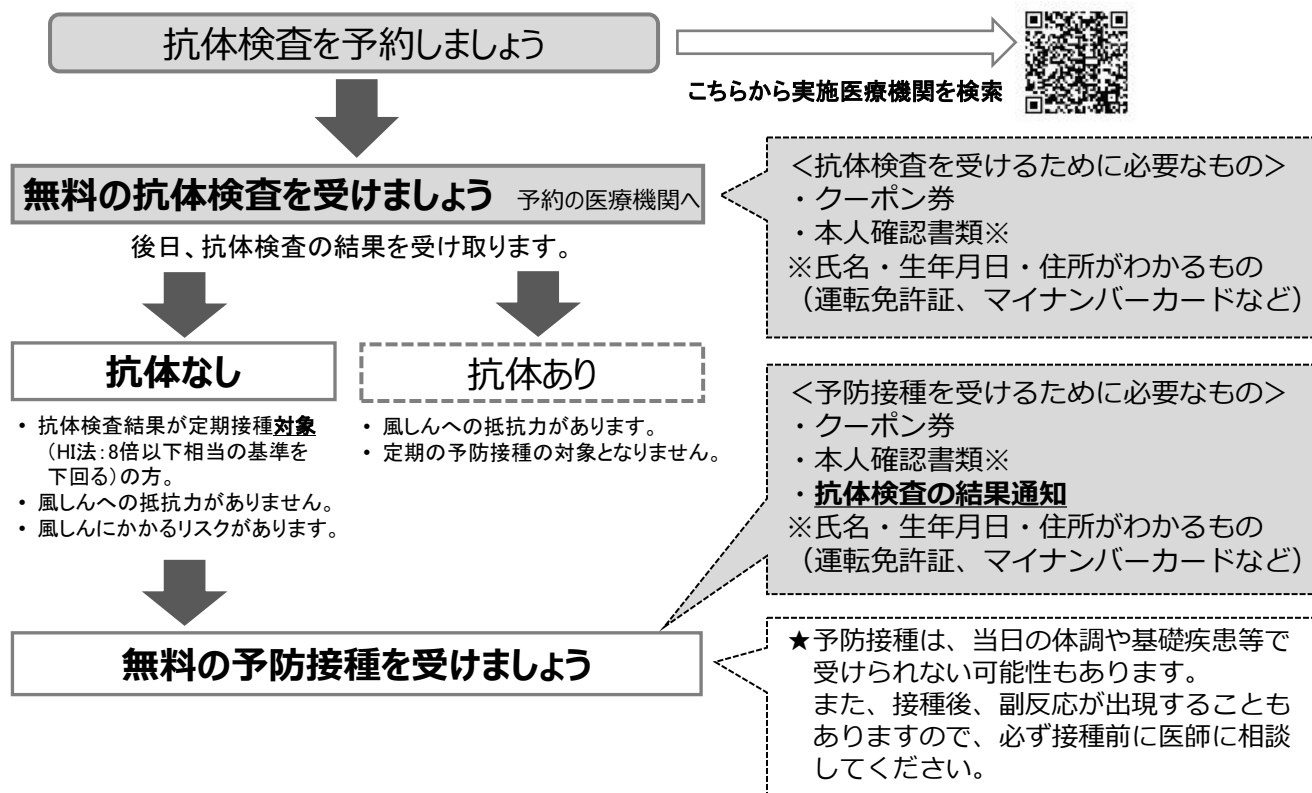
➔「風しんの追加的対策」あるいは二次元コードで検索してください。 **風しんの追加的対策** または



②職場の定期健診

定期健診の機会でも風しんの抗体検査と一緒に受けられます。勤務先にお問い合わせください。

～抗体検査・予防接種までの流れ～



裏面もご覧ください。

ご注意

※すでに抗体検査・予防接種がお済みの方はクーポン券を使って抗体検査・予防接種を受けていただく必要はありません。

※大阪市から転出された方は、大阪市が発行したクーポン券は使用できませんので、お住まいの市町村にクーポン券の発行をご依頼ください。

よくあるご質問

Q 「風しんの追加的対策」とはなんですか？

A 風しんの予防接種は、現在、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった1962（昭和37）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日の間に生まれた男性は、**抗体保有率が他の世代に比べて低くなっています。**

そのため、1962（昭和37）年4月2日から1979（昭和54）年4月1日の間に生まれた男性を風しんの定期接種*の対象者とし、2024年3月までご利用いただけるクーポン券を発行していましたが、**今回、2025年3月までご利用いただけるクーポン券をお送りしています。**

* 予防接種法第5条第1項の規定に基づく定期の予防接種

対象者の方には、まず**無料**の**抗体検査**を受けていただき、抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、定期接種として**予防接種も無料**で受けることができます。

Q 「風しん」はどんな病気ですか？

A 風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって人から人にうつる感染症です。症状は軽い風邪症状で始まり、発しんや発熱などがあります。成人がかかると症状が重くなることもあり、まれに重篤な合併症で入院が必要となる場合もあります。感染力が強く、無症状でも他人に風しんをうつすことがあります。

また、妊娠初期の妊婦が風しんに感染すると、生まれてくる子どもが先天性風しん症候群（眼や耳、心臓に障がいが出ること）になる可能性があります。感染を拡大させないためには、予防接種で一人ひとりが免疫を持つことが重要です。

参考 風しんの定期接種の対象となる【抗体価基準一覧】は、こちらからご覧ください。 ▶



抗体検査の結果が【抗体価基準一覧】の抗体価を下回れば予防接種も受けましょう！

お問合せ先 大阪市保健所感染症対策課 TEL：06-6647-0813